

大治町都市計画マスタープラン(案)・大治町緑の基本計画(案)に関するパブリックコメント  
(町民等意見募集)の結果について

「大治町都市計画マスタープラン(案)」及び「大治町緑の基本計画(案)」について、パブリックコメント(町民等意見募集)を実施したところ、以下のとおりご意見をいただきました。意見の概要については、原文を要約するなどして掲載させていただきましたので、ご了承ください。

ご協力ありがとうございました。

1 募集期間

令和2年12月15日(火)～令和3年1月14日(木)まで

2 提出された意見

(1) 提出数 : 個人5名(8件)、団体1件(1件)

(2) 提出方法 : 窓口持参、電子メール

3 提出された意見及び意見に対する町の考え方

<大治町都市計画マスタープラン(案)について>

番号		意見の概要	町の考え方
1	1-1	「P7 2都市施設2-2下水道及び河川等」の中で、「農業集落排水など」と表記があるが、市街化調整区域がほとんどないので不用ではないか。	ご意見の部分は、愛知県が、一市町村を超える広域的観点から、名古屋都市計画区域(12市4町1村)における都市計画の基本的な方針を定めた「名古屋都市計画区域マスタープラン」の抜粋部分になります。
	1-2	「P7 4自然的環境の整備または保全」の中で、「自然的環境インフラネットワークの形成」と表記があるが、「自然的環境インフラネットワークの連携」ではないか。	ご意見の部分は、愛知県が、一市町村を超える広域的観点から、名古屋都市計画区域(12市4町1村)における都市計画の基本的な方針を定めた「名古屋都市計画区域マスタープラン」の抜粋部分になります。
	1-3	「P9 緑をつくる(増やす)ための取り組み」の表題について、「(1)新たな公園・緑地の整備」は「都市公園の整備」、「(2)公有地における緑化の推進」は「神社等の緑地の保全」、「(3)民有地における緑化の促進」は「緑地の保全」ではないか。	ご意見の部分は、大治町緑の基本計画(案)の抜粋になります。「新たな公園・緑地の整備」は、ご意見のとおり「都市公園の整備」に修正します。「公有地における緑化の推進」は、公有地内の緑を増やす取り組みとして、「民有地における緑化の促進」は、民有地内の緑を増やす取り組みとして記載しており、ご理解

			をいただきたいと思います。なお、「神社等の緑地の保全」及び「緑地の保全」は「緑を守り育てるための取り組み」に記載しています。
2	2-1	西今宿東條線については、大治浄水場南東角の交差点から東條の信号交差点までの区間は、都市計画道路の変更・廃止を明示する。 (理由) 財政状況が厳しい今、堀之内砂子線を代替え道路にすべきと考える。 住宅地の中央を通るため、地域のコミュニケーションがとりにくくなる。	ご提案の趣旨を踏まえ、今後の参考にさせていただきますと考えています。
	2-2	(都)堀之内砂子線は、町道中島八ツ屋線以北、大治郡道までの区間は自動車の通行できる取り付け道路がほとんどなく、計画道路に面する住民しか恩恵を受けない。大治郡道も道路幅員3m有余しかなく、16m幅の道路からの乗り入れは危険である。早急に(都)美和大治線に接続するべきである。	本計画では、町中心部における南北方向の交通や(主)名古屋津島線へのアクセスを円滑にするため、(都)堀之内砂子線の整備を進めるとしています。ご意見は、今後の参考にさせていただきますと考えています。
	2-3	平成23年1月の大治町都市計画マスタープラン(案)に関するパブリックコメントでの、都市計画道路についての意見に対して、町の考え方として、「多角的な視点から必要性や妥当性を検証し、必要に応じて見直しの検討に努めていきます。」と回答があったが、この10年間、何が検討されたか住民にはわからない。	現計画の期間終了を迎えるにあたり、改めて都市の現況と課題を踏まえ、今後の都市計画道路の整備方針を記載しており、ご理解をいただきたいと思います。
3	3-1	「P56 3-4-1土地利用の方針について」、三本木、北間島、長牧、東條等の宅地化が進行している地域で、農地の保全と緑の景観の維持を図るため、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域への変更を早急に検討してはどうか。	大都市近郊の住宅地としての性格を有している本町において、持続的な都市の発展には良好な住宅地環境の維持・形成が必要だと考えています。これより、宅地化が進行している地域においては、住宅地として良好な環境を守る現行用途を維持していく方針としています。
4	4-1	都市計画道路3・4・528 堀之内砂子線(未整備)の整備を進めるため	ご提案の趣旨を踏まえ、今後の参考にさせていただきますと考えています。

		には、大規模なマンションの駐車場の一部を買収する必要がある。整備には100戸を超える建物所有者の同意を得ることが困難を極めるため、大治中学校西側、堀之内狐穴公園までの区間を、東側に線形を変更することを提案する。	
--	--	---	--

<大治町緑の基本計画（案）について>

番号		意見の概要	町の考え方
1	1-1	地域住民が主体となって公園のつかい方や育て方などについて話し合い、大治町と協働で、より良い公園にリニューアル（再整備）し、公園を拠点としたまちづくりへの発展を目指すことを提案する。具体的には、公園内の植樹等を自治会・町民グループ・民間団体等に企画公募審査して運営を委任する。これより、コミュニティ意識の育成・高揚、更にはコミュニティ活動の活性化を促すことができ、また街の活性化につながる。現在の「多目的スポーツ広場」や「庄内川河川敷公園」の様々な活用ができるのではないかな。	ご提案の趣旨を踏まえ、今後の参考にさせていただきますと考えています。

4 事務局による変更

<大治町都市計画マスタープラン（案）について>

<p>1. 本計画をとりまとめた策定委員会での意見を踏まえ、第2章 都市の現況と課題 2-2 都市づくりの課題 2-2-1 「人口」について（1）都市の現況に記載した『◎「大治町人口ビジョン」（平成28年3月）では、平成27（2015）年に30,999人に人口増加する見通しに対し、平成27年国勢調査結果は30,990人で、推計結果と実際の人口がほぼ同じ結果となっている。』を削除します。</p> <p>2. 民間木造住宅の耐震診断等の支援は、地域を限定した支援ではないため、第2章 都市の現況と課題 2-2 都市づくりの課題 2-2-5 「災害特性」について（2）前計画の検証に記載した『住宅等の耐震化や<u>密集した</u>市街地の防災対策のため、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援。』の内の『<u>密集した</u>』を削除します。</p>
--

3. 本計画をとりまとめた策定委員会での意見を踏まえ、第3章 全体構想 3-1 都市づくりの理念の1段落目末尾に『将来においては、本町の活力を維持するため人口を維持していくことを目指します。』を追記します。

＜大治町緑の基本計画（案）について＞

1. 第2章 大治町の概況 2-1 自然的条件 2-1-5 土地利用・植生に記載した植生図が未更新であったため、更新するとともに説明内容を変更します。
2. 第3章 大治町の緑の現況 3-1 緑地現況 3-1-2 公共施設緑地に記載した表について、2施設の未計上と計算に不備があったため、公共施設緑地の合計26.15haを20.89haに変更します。これに伴い、他の該当箇所も変更します。
3. 第3章 大治町の緑の現況 3-1 緑地現況 3-1-3 民間施設緑地に記載した合計値について、各施設の端数処理後の面積を合計し、6.14haを6.13haに変更します。これに伴い、他の該当箇所も変更します。
4. 第3章 大治町の緑の現況 3-2 緑化現況 3-2-2 緑被現況に記載した表-緑被現況量の都市計画区域の数値について、市街化区域と市街化調整区域の端数処理後の面積を合計し、山林・荒地等14.44haを14.45haに、畑・その他の農地56.66haを56.65haに民有地の植栽地91.73haを91.74haに変更します。これに伴い、他の該当箇所も変更します。
5. 第4章 緑に関する分析・評価 4-1 前回計画の評価・検証において、前回策定時は学校区域全域を公共施設緑地に計上しておりましたが、本計画ではグラウンドのみを公共施設緑地に計上しています。前回計画の評価・検証を行うにあたり、前回策定時点の現況値及び目標値を見直し、該当箇所を変更します。
6. 第4章 緑に関する分析・評価 4-3 課題の設定 4-3-2 機能別評価からの緑の特徴で記載した機能別評価からの緑の特徴について、4つの機能別評価の視点で分かりやすく記載内容を変更します。
7. 第4章 緑に関する分析・評価 4-3 課題の設定 4-3-3 課題の設定に記載した課題と、第5章 緑地の保全及び緑化の目標 5-2 基本方針の設定に記載した基本方針、第7章 実現のための具体的な取り組みに記載した図-具体的な取り組みの体系の視点が同じであるため、整合が図られるように、課題と基本方針の記載内容を変更します。